

## 令和8年度瀬戸内市シティプロモーション業務委託仕様書

### 1. 業務名

瀬戸内市シティプロモーション業務

### 2. 業務目的

本市では、人口減少に伴う様々な課題の解決を図るため、子育て世代の人口増加を目指し、転入者の増加及び転出者の抑制を一体的に推進し、社会増として250人の増加を目指している。

本業務は、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図り、移住・定住者の増加につなげることを目指している。本事業では、関係人口拡大のためのプラットフォーム運用、情報発信、交流機会の創出を行うとともに本市の認知度・好感度・価値の向上を促進し、魅力的な地域資源を広く市内外に発信することを目的とする。

なお、必要に応じてプロモーション業務及びYouTube 動画制作等業務と連携を図ること。

### 3. 委託期間

業務契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 業務委託履行場所

受注者の事業所及び瀬戸内市内

### 5. 業務内容

#### (1) 瀬戸内市のファン組織「せとうちファンクラブ」の運営・管理

現在運用中の瀬戸内市のファン組織「せとうちファンクラブ（令和8年2月27日現在会員数：2,745人）」について、受注者がせとうちファンクラブ運営事務局として、せとうちファンクラブの管理・運営及び、ファンクラブ会員特典の付与や会員限定企画の運用などによる会員数の拡大を行う。主な業務内容は以下のとおりとする。

#### ① 入退会処理

##### a) 新規入会者の会員証・会員特典名刺の作成及び発送

業務内容(1)⑥で管理しているせとうちファンクラブ Web サイトに設置している入会フォームおよびせとうちファンクラブのメール、FAX 等により入会の申し込みがあった場合には、会員管理簿に追加する。

月に2回程度、期間内に申し込みをした新規入会者を対象に、会員特典の会員証及び会員名刺を発行し、新規入会者特典の冊子と合わせて郵送する。

##### b) 退会処理

業務内容(1)⑥で管理しているせとうちファンクラブ Web サイトに設置している退会フォームおよびせとうちファンクラブへのメール、FAX 等により退会の申し出があった場合には、会員管理簿から削除する。

#### ② 会員特典名刺の追加発行

業務内容(1)⑥で管理しているせとうちファンクラブ Web サイトに設置している名刺増刷申込フォームおよびせとうちファンクラブへのメール、FAX 等により特典名刺の増刷の申し込みがあった場合には、名刺用紙に両面印刷し郵送する。なお、名刺の増刷枚数は、1人当たり最大50枚以内(当該委託期間内)とする。

### ③ 特典加盟店舗の拡充及び利用促進

令和7年度末加盟店23店舗に加え、新規に5店舗以上の特典加盟店舗の拡充を行う。加盟店舗は市内の事業者から選定し、交渉の際には事前に市の同意を得るものとする。業務委託終了後には、各事業者の特典利用数を集計し、市へ報告すること。

### ④ メールマガジンの定期発信(毎月末)

毎月末にファンクラブ会員へメールマガジンの配信を行う。

メールマガジンの内容は、関係団体の Web サイトや SNS 等により瀬戸内市のイベントや観光情報、配信時期におすすめの特産品情報等を収集し、画像を掲載する等見応えのあるメールマガジンとなるよう工夫することに加え、瀬戸内市の子育て支援制度、住宅取得支援、生活コスト等の移住・定住に関する情報を適宜含めるものとし、プロモーション業務委託により構築される移住関連 Web サイト等への誘導を行うこと。

メールマガジンの発信に当たっては、発信日の10日前までに市にメールマガジン案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

### ⑤せとうちファンクラブの SNS (X、Facebook、Instagram、YouTube) 保守・管理等

せとうちファンクラブ X ([https://twitter.com/setouchi\\_fc](https://twitter.com/setouchi_fc))

せとうちファンクラブ Instagram ([https://www.instagram.com/setouchi\\_fc/](https://www.instagram.com/setouchi_fc/))

せとうちファンクラブ Facebook (<https://www.facebook.com/setouchifc>)

せとうちファンクラブ YouTube(<https://www.youtube.com/channel/UCZOux9waIozUSG2t4sOV5Dg>)

#### a) 保守・管理

上記せとうちファンクラブの SNS を活用して、効果的な情報発信とネットワークの充実を図る。関係団体等の瀬戸内市に関する投稿の「リポスト」や「いいね」等を行うとともに、せとうちファンクラブの SNS 宛へ投稿された「ポスト」や「ダイレクトメッセージ」等に対して、必要に応じて対応を行う。

また、その他せとうちファンクラブ SNS の保守・管理を行う。委託料には X の公式認証マーク取得費(月額1,380円×10ヶ月分=13,800円)を含めること。

#### b) 独自の掲載

せとうちファンクラブ X、Instagram、Facebook において、独自の投稿を月1回以上行う。

投稿内容については、瀬戸内市の資源や魅力ある人、イベントの紹介等を行うものとし、投稿の10日前までに市に原稿案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

また、情報発信に強みを持つファンクラブ会員やインフルエンサー等の起用を検討する。

### ⑥せとうちファンクラブ Web サイト保守・管理等

せとうちファンクラブ Web サイト (<https://setouchi-fc.com/>)

#### a) 保守・管理

上記せとうちファンクラブの Web サイトの保守・管理を行う。管理は WordPress にて行い、

委託料にはサーバ利用料(約 50,000 円)及びドメイン使用・管理料(5,000 円)を含めること。

## **b) 特集記事の掲載**

魅力ある地域資源及び本市の取り組み等について広く市内外に情報発信が行うため、年5回以上の特集記事掲載を行うこと。

特集記事の内容にあたっては、瀬戸内市の資源や魅力ある人、物等の取材を行い、投稿の1ヶ月前までに市に原稿案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

Webサイトに特集記事を掲載した際には、業務内容(1)⑤で管理を行うせとうちファンクラブ SNS において、要約した内容の投稿を行い、Webサイト特集記事への誘導に繋げること。

### **⑦瀬戸内市ファンクラブ発行のダイレクトメールの送付(1回)**

12月1日に⑥b)の特集記事掲載のお知らせをするダイレクトメールを作成し、市が提供する送付者リストの対象者約25,000人へ送付する。

ダイレクトメールの規格は、はがきサイズ、両面カラー、厚さ180kg以上。

はがきの裏面には本市をPRするような写真や画像等を使用し、継続して見てもらえるよう工夫すること。表面には宛名のほかに情報誌を掲載するWebサイトへ誘導する二次元バコード等を掲載し、アクセス数の解析が行うことができるよう設定すること。

送付にあたっては、送付1ヶ月前に市にデザイン案を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

### **⑧キャンペーンの実施(1回以上)**

ファンクラブ会員数増加及びファンクラブ会員等による情報発信の機会の創出を目的として、SNS等を活用したユーザー投稿型のキャンペーンを実施する。募集期間は1ヶ月として、瀬戸内市の魅力を感じられるような投稿を募り、その中から市との協議の上、入賞作品を決定する。入賞者には瀬戸内市の特産品等を発送する。なお、本キャンペーンの参加者が投稿した写真は、せとうちファンクラブ及び瀬戸内市のWebサイトや広報物等への掲載といったPRに使用する目的で、無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆発信等に活用することを了承するものとする。

キャンペーンの実施にあたっては、キャンペーンの募集開始日の2ヶ月前に市に実施要領を提出し、事前に市の同意を得るものとする。

### **⑨その他問い合わせ等への対応**

その他、メールや電話等せとうちファンクラブに対する問い合わせについて、必要に応じて対応を行う。

## **(2) 瀬戸内市の認知度向上を図るためのPR業務**

### **① YouTuber による情報発信**

日本国内での情報発信力が高いYouTuberを本市へ招聘し、観光体験を実施させるとともに、YouTuberチャンネルに本市へ旅行を促すような動画を1回以上投稿すること。

### **② 瀬戸内市応援LINEアカウント情報配信システム構築・運用**

瀬戸内市応援LINEを開設し、週に1回以上瀬戸内市の情報を配信する。情報発信する内容については、主に瀬戸内市外者向けに「瀬戸内市に住みたい」と思うような施策や環境につ

いて紹介するとともに、市の観光情報やイベント情報、特産品などを紹介する。配信 5 日前までに市に原稿を提出し、承諾を得た上で配信すること。また、市担当者が独自で配信できるようなシステムの構築を行う。

LINE のリッチメニューにおいて、移住・定住に関する情報（子育て支援、住宅関連補助金、生活コスト比較等）へのリンクを設置し、プロモーション業務委託により構築される移住関連 Web サイトや移住相談窓口への導線を確認すること。配信内容については、観光・関係人口向けの情報と、移住検討者向けの情報を適切に組み合わせ、関係人口から移住検討への段階的な誘導を図ること。

### ③ インフルエンサーによるファムトリップ

インフルエンサーを本市に招聘し、令和 8 年 7 月から令和 9 年 1 月までに計 4 回ファムトリップを実施する。参加インフルエンサーの SNS 投稿を通じて本市の魅力を効果的に発信し、当該施策に係る投稿の総再生回数について、1,000 万回以上の達成を KPI とする。

#### a) ファムトリップ企画・運営

- ・インフルエンサーの選定・招聘を行う。（報酬を支払う場合は委託料に含む）
- ・行程設計及び現地アテンド、撮影支援を行う。（企画にかかる一切の費用は委託料に含む）

#### b) 情報発信業務

- ・発信媒体は Instagram、Tiktok、YouTube 等とする。
- ・投稿方法は写真や動画など形式は問わない。

### (3) その他

せとうちファンクラブの会員数の拡充及び本市の認知度向上を図るために効果的な手法があれば提案し、実施すること。経費は全て委託料に含むものとする。

## 6. 業務目標設定等

本業務に関する評価項目については、以下について設定する。

- (1) せとうちファンクラブの会員数
- (2) SNS 投稿や Web サイト特集、YouTube の動画投稿について閲覧数及びクリック数
- (3) 瀬戸内市応援 LINE お友達登録者数
- (4) プロモーション業務の移住関連 Web サイト等への誘導数（メールマガジン、SNS、LINE 等からの遷移数）

## 7. 事業成果報告及び納品物

事業実施に係る成果報告は、次のとおりとする。

- (1) 月間報告書及び毎月末のファンクラブ会員名簿

- (2) 年間報告書
- (3) 本業務で取得・作成した写真、画像、動画、文書、冊子等のデータ一式
- (4) その他資料一式

## 8. 業務に係る注意事項

### (1) 協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを、契約期間中にオンライン等により月1回以上行うものとする。なお、契約締結後ただちに1回目の打ち合わせを行い、その他打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。受注者は打ち合わせごとに協議記録を市へ提出すること。

### (2) 守秘義務

- ① 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

### (3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

### (4) 権利関係

- ① 本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等）の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

### (5) 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 9. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。

- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で年間計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
- (4) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (5) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (6) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) 本業務は単年度では成果が得られにくいことから、履行状況が良好であり一定の評価基準を満たしていた場合、3年間の範囲内で地方自治法施行令第167条の2各号により随意契約し継続することがある。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。